

ご存知ですか？包括評価申告

Q：評価申告とはどのようなものですか？

A：輸入申告の一環として、輸入貨物の課税価格を決定するために必要な事項を書面に記載して申告する制度です。

Q：どのような場合に評価申告が必要となりますか？

A：例えば以下のような場合に必要となります。

- ・仕入書に記載された価格と売手に実際に支払う価格が一致しない場合
- ・加算要素（貨物代金以外の、物品や役務の負担等で法律に列記されているもの）がある場合
- ・売手と買手とが特殊関係（例：売手が買手の親会社）にあり、そのことが輸入貨物の価格に影響を与えている場合
- ・無償貨物等、輸入取引によらない貨物の場合

Q：評価申告はどのように行いますか？

A：評価申告は、原則として、個々の輸入申告の都度行うこととされていますが、以下の場合には包括的に行うことが可能です。

- ・貨物の輸入が同一人との間の継続した取引である
- ・個々の評価申告に係る申告内容が同一である

このような場合には、申告内容を記載した包括評価申告書を、輸入申告の前にあらかじめ、貨物の主要な輸入予定地を管轄する税関長に提出することができます。

※裏面に事例を掲載しておりますのでご参照下さい。

Q：包括評価申告書を提出するメリットは何ですか？

A：包括評価申告書を提出することにより、

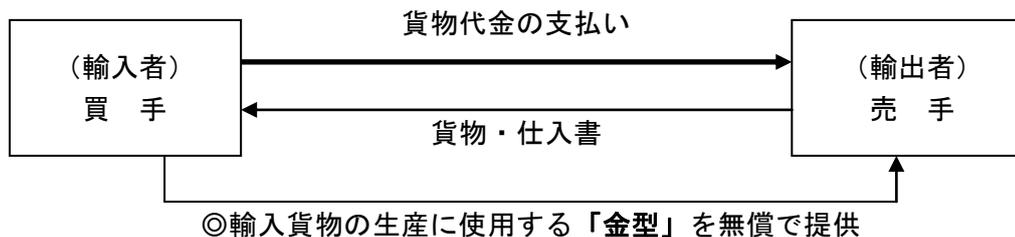
- ・個々の輸入申告時における評価申告書の提出を省略できます。
- ・あらかじめ税関で内容を確認していることから、輸入申告時の説明は原則不要となります。

☆評価申告書提出事例

事例1 輸入貨物の生産に使用する金型を売手に無償で提供した場合。

- 買手が輸入貨物の生産に使用するため、売手に対し金型を無償提供した場合には、当該金型の取得費用及び提供に要した費用等を課税価格（輸入申告価格）に含める必要があります。

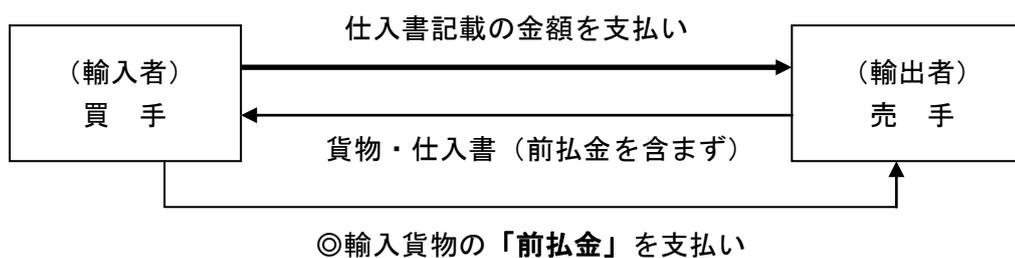
これらの費用については、輸入貨物の生産予定数量等で按分するなどの方法により、個々の輸入申告において個別に計算することもできますが、輸入者からの要請があり、課税上その他特に支障がないと認められるときは、包括評価申告書を提出のうえ、当該費用を初回の輸入貨物の課税価格に一括して算入することができます。



事例2 輸入取引を行うに際して売手に前払金を支払った場合。

- 売手に対して貨物代金の一部を前払いし、その後に輸入される貨物に係る仕入書の価格が、当該前払金を差し引いた価格で作成される場合には、当該前払金を課税価格（輸入申告価格）に含める必要があります。

当該取引が継続して行われる場合には、包括評価申告書を提出のうえ、個々の輸入ごとの個別評価申告を省略することができます。



詳細は

大阪税関 業務部 首席関税評価官

大阪市港区築港 4-10-3 TEL 06-6576-3358

へ一度ご連絡ください。